

エコクリティシズム研究学会会則 2020年6月1日(改定)

第一条) 本会はエコクリティシズム研究学会と称し、英語名はThe Society for Ecocriticism Studies in Japan (SES-Japan) とする。

第二条) 本会はエコクリティシズム(環境批評)、および世界の文学・文化についてエコクリティシズムからの研究と情報交換を行い、あわせて研究成果の発表をつうじ、会員相互及び国内外の関連学会との交流をはかることを目的とする。

第三条) 本会は第一条の目的を達成するため次の事業をおこなう。

1. 年次大会、講演会
2. 機関紙「エコクリティシズム・レビュー」、「エコクリティシズム・ニュースレター」の発行
3. ホームページの運営
4. その他必要と認められる事業

第四条) 本会の入会は第三条の主旨に賛同する方が事務局に申し出て、会員1名または指導教員等の推薦メールをもって役員会で決定する。

入会時1,000円、年会費4,000円、学生会員3,000円、シニア会員2,000円(4月1日時点で66歳以上の会員で事務局に希望申請のあった者)とする。シニア会員は2016年度よりとする。

会計年度は、4月1日から3月31日までとする。なお退会時は事務局に申し出て、役員会で決定する。2年以上連絡がなく会費を支払わない場合は退会したものとする。

第五条) 本会は次の委員(役員)を置き、役員会を構成する。委員の選出は、以下1項、3項以外は、役員会で案を審議し、総会で承認する。委員の任期を2年とし、再任を妨げない。

会長1名、副会長2名、編集委員4名、査読委員若干名、事務局長1名、事務局員1名、広報委員若干名、ホームページ委員若干名、監事2名、出版計画委員若干名。地区委員若干名。

1. 会長は本学会を代表し、各種委員による役員会と総会を招集し会務を総轄する。会長は会員の互選により、総会で決定する。
2. 副会長は、会長を補佐し、大会の企画に際しプログラムを構築する。
3. 編集委員・査読委員は会員の互選、編集長は編集委員の互選により、総会で決定する。
4. 事務局長と事務局委員は代表の統轄のもとに本学会の入会受付、会計等会務とプログラム作成、学会、講演会開催の実務を行い、ホームページ委員と協力してコンテンツを作成する。
5. 広報委員は、本学会の広報活動を担当する。

6. 監事は会計と運営を監査する。
7. ホームページ委員は、ホームページを作成し、管理する。
8. 出版計画委員は、会員の出版にかかわる企画とサポートをする。
9. 地区委員は、開催校会員と協力して、大会開催と会場準備の実務を行う。

第六条) 本会は顧問と名誉会長を置くことができる。人選は役員会で決定し、総会で報告了承を得る。顧問は役員会の諮問に応じ助言する。顧問からは会費を徴収しない。名誉会長は会長の諮問事項に対し助言する。

第七条) 本会は原則として毎年一回総会を開く。総会の定足数は委任状も入れて会員数の2分の1以上とし、議決は有効投票数の3分の2以上とする。

附則

1. 本会則は2012年10月13日より実施する。
2. 本会則は2014年8月8日より実施する。
3. 本会則は2015年8月8日より実施する。
4. 本会則は2016年8月8日より実施する。
5. 本会則は2018年8月11日より実施する。
6. 本会則は2019年8月10日より実施する。
7. 本会則は2020年8月8日より実施する。